

平成28年度税制改正～公的年金からの特別徴収制度の見直し～

(1) 仮徴収税額の算定方法の見直し（仮徴収税額の平準化）

平成25年度税制改正で、年間の特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額とする」とこととされました。（平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用）

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度分の本徴収税額 ÷ 3			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3		
改正	(前年度分の年税額) ÷ 2 ÷ 3			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3		

※本改正は仮特別徴収税額の算出方法の見直しを行うものであり、新たな税の負担が発生するものではありません。

(2) 転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続

現行制度では賦課期日（1月1日）後に他市町村に転出した場合や、特別徴収税額に変更があった場合、公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収（納付書で納めていただく方法）に切り替わることとされていますが、平成25年度税制改正で、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」とこととなりました。（平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用）

① 他市町村へ転出時の特別徴収の継続

対象者が他市町村に転出した場合においても、当該年度中の特別徴収を継続することとされました。ただし、1月1日～3月31日の間に転出した場合は、仮徴収は継続されますが、本徴収は停止となり、普通徴収に切り替わります。

② 税額変更があった場合の特別徴収の継続

7月以後に特別徴収税額に変更があった場合においては、12月分と2月分の本徴収に限り変更後の特別徴収税額にて特別徴収を継続することとなります。

＜問合せ先＞ 東通村税務住民課税政G ☎27-2111

国民年金からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

＜問合せ先＞むつ年金事務所 ☎22-2278

東通村税務住民課住民G ☎27-2111